

魚津市告示第145号

魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年10月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、農業資材、燃油等の価格高騰により経済的影響を受けている市内の農業者を緊急的に支援し、今後の農業経営の継続を図るため、農業者が農業経営に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において出荷を目的として農業を営む者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者又は市内で生産場を有する法人
- (3) 農業を令和6年度も継続する者
- (4) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者とす

ることが適切でない」と市長が認める者
(補助対象面積及び補助金の額)

第4条 補助対象面積及び補助単価は、次に定める額とする。

区分	補助対象面積	補助単価
穀類	稲作、大豆、大麦等の出荷を目的とした令和5年作付面積（主食用米は、自家消費用として10アール分を除く。）	10アールにつき 1,000円以内
園芸作物	野菜、花卉等の出荷を目的とした令和5年作付面積	10アールにつき 3,000円以内
果樹	なし又はももの出荷を目的とした令和5年作付面積	10アールにつき 8,000円以内
	りんごの出荷を目的とした令和5年作付面積	10アールにつき 6,000円以内
	なし、もも及びりんご以外の果物の出荷を目的とした令和5年作付面積	10アールにつき 5,000円以内
施設園芸	出荷を目的とした作物の令和5年作付面積	1アールにつき 5,000円以内

2 補助金の額は、補助対象面積に補助単価を乗じて得た額とし、10円未満の金額がある場合は、これを切り捨てる。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）

は、魚津市農業協同組合（以下「組合」という。）に対し、補助金の交付に係る申請その他一切の行為を委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた組合は、令和5年11月30日までに、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、一括してこれを市長に提出しなければならない。

(1) 前項の規定により委任を行った交付申請者（以下「組合経由申請者」という。）の内訳（別紙）

(2) 組合経由申請者ごとの委任状兼同意書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、組合に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により補助金の交付が適当でない」と認めるときは、補助金を交付しない旨を組合に通知するものとする。

(概算払請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた組合（以下「補助組合」という。）は、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金概算払請求書（様式第4号）により、補助金の概算払を請求することができる。

（実績報告）

第8条 補助組合は、組合経由申請者に対して補助金を交付したときは、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 組合経由申請者ごとの補助金の支払を証する書類の写し

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金額の確定通知書（様式第6号）により、補助組合に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助組合及び組合経由申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を求めものとする。

（関係書類の保存）

第12条 補助組合及び組合経由申請者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条第1項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付申請書

魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金の交付を受けた
いので、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱
第 5 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 対象者数 人

3 添付書類

- (1) 組合経由申請者の内訳（別紙）
- (2) 組合経由申請者ごとの委任状兼同意書（様式第 2 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第2号（第5条関係）

委任状兼同意書

年 月 日

魚津市長 宛

委任・同意者 住 所
氏 名

私は、下記の者に、令和5年度魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金の交付申請その他一切の行為を委任します。また、「誓約・同意事項」について誓約し、及び同意します。

記

住 所 魚津市北鬼江二丁目14番5号

氏 名 魚津市農業協同組合

「誓約・同意事項」

- 1 申請に係る作付面積は、出荷目的であること。
- 2 農業を令和6年度も継続すること。
- 3 本申請書及び添付資料について、虚偽でないこと。
- 4 暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 5 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと又はこの要綱の規定に違反したことが判明した場合は、補助金を返還すること。
- 6 魚津市長が、申請審査のため住民基本台帳及び市税等に係る個人情報を取得すること。
- 7 魚津市長から、申請の内容に関して、調査、報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

様式第3号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急
対策支援事業補助金について魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援
事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しま
したので、通知します。

年 月 日

魚津市長



補助金交付決定額 金 円

内訳は、別紙のとおりとする。

魚津市長 宛

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金概算
払請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定及び額の確定のあつた魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金について、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金請求額 金 円

3 振込口座

金融機関名		支店名						
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

団体名

代表者氏名

魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知があった魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金について、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 組合経由申請者ごとの補助金の支払を証する書類の写し
- 2 その他市長が必要と認めた書類

様式第6号（第9条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金額の
確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった魚津市農業資材・燃油等価格高騰
緊急対策支援事業補助金について、魚津市農業資材・燃油等価格高騰緊急対
策支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり額を確定しまし
たので、通知します。

年 月 日

魚津市長



- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |